

閱覽用

令和4年 第7回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和4年7月5日
神崎市農業委員会

令和4年7月 第7回 神崎市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和4年7月5日（火）午前9時開会

2 開催場所 神崎市役所 3階大会議室

3 出欠者の状況

出席委員 11名

欠席委員 2名

農地利用最適化推進委員 17名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村睦雄	欠
2	副会長	野田 豊	出
3	委員	嘉村尚文	出
4	委員	宮地恆代	出
5	委員	中原和之	出
6	委員	貞島清秀	出
7	委員	重松秀明	出
8	委員	野副高司	欠
9	委員	樋口康明	出
10	委員	井手元博	出
11	委員	島崎元次	出
12	委員	田中郁英	出
13	副会長	吉浦文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

4番 宮地恆代委員 5番 中原和之委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画 所有権移転関係について 1 件
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による
農用地利用集積計画 利用権設定関係について 9 件

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について
6 件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。

本日は、委員の皆様、および農地利用最適化推進委員の皆様にも本総会よりご参加いただき、誠にありがとうございます。

本日の総会も、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、円滑な議事の進行などについて、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和 4 年 第 7 回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、野田副会長よりご挨拶をお願いいたします。

(副会長挨拶)

2 番 野田副会長

皆様、おはようございます。

お忙しい中、台風が接近する中ですが総会及び委員研修会のご出席いただきましてありがとうございます。平野部でも田植えが終わってほっとした時に台風が来て、今年もいろいろあるのではないかと気になるところでございます。

さて、農業関係においては、5 月 20 日に参議院本会議で農業の将来の在り方、即ち人・農地関連法案が可決成立されました。そして農業委員会の仕事、在り方も明確化されました。それは地域計画の基となる目標地図の素案、これを作るのが農業委員会とされております。

一方では脆弱な農業委員会とも言われておりますが、この事業を推進するには国、県、市および農業関連組織との連携が大事です。ですが一

番大事なことは現場農業者との話し合いが大事だと思っております。

今、私たちが取り組んでいる月次活動報告書は、正に現場の情報を収集してハイリンクするという形になっているんじゃないかと思っております。情報を徹底的に集めましょうということです。ウクライナのゼレンスキー大統領も言っていましたが、武器ではなく情報という強さ、これを持たなくてはならないということでした。それにはまた国、県、市等の強力な支援が欲しいものです。

そして結果的には農地バンクとの調整が非常に重要じゃないのかと私は考えております。即ち中間管理機構、農地バンクとの協力が大事と思われれます。

それでは、今後も1期3年の任期をがんばっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、只今から令和4年 第7回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

ありがとうございます。本日の出席委員は11名です。

西村会長と、8番 野副委員より、欠席のご連絡を受けております。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

また、農地利用最適化推進委員17名の出席をいただいております。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、野田副会長に議長をお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、6番 貞島委員と7番 重松委員を指名します。

よろしくお願ひします。

議長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案は、議案第1号から第5号までの、5議案の16件です。

報告は、第1号の6件です。

ご審議、ご決定賜りますよう、よろしく申し上げます。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 申請番号1番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号1番を議案書により説明】

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番、申請地の所在は神埼町鶴 字〇〇 〇〇番の田1筆 520㎡であります。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。権利の内容は、使用貸借による権利の設定で、農振除外は令和4年4月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内であることから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

位置図などは2ページと3ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号1番について、地区担当委員の5番中原委員のご意見を申し上げます。

5番 中原委員 【地区担当委員の意見】

5番の中原です。 1号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の宮地推進委員、申請者及び事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。 宮地推進委員も確認活動ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり許可します。

(議案第1号 申請番号2番の申請者は出席を求めず)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に、申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、申請番号2番を議案書により説明】

次に申請番号2番、申請地の所在は千代田町渡瀬 字〇〇 〇〇番の田1筆 459㎡であります。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、使用貸借による権利の設定で、農振除外は平成23年12月に決定済であり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内であることから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

位置図などは4ページと5ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。申請番号2番について、地区担当委員の7番重松委員のご意見をお願いします。

7番 重松委員 【地区担当委員の意見】

7番の重松です。1号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の中島推進委員、申請者及び事務局とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的である〇〇に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。中島推進委員も確認活動ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。申請番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。
よって本案は、原案のとおり許可します。

(議案第2号 申請番号1番の申請者は出席を求めず)

(議案第2号 農地法第4条関係)

議 長

次に、議案書の6ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。
申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、申請番号1番を議案書により説明】

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番、申請地の所在は神埼町鶴 字〇〇 〇〇番の畑1筆 1
26㎡であります。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。
農振除外は令和4年4月に決定済であり、農地区分につきましては、特定
土地改良事業の受益地内であることから第1種農地と判断し、転用許可
基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日
常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当
すると判断します。

位置図などは7ページと8ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金につい
ては融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周
囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号1番について、地区担当委員の5番
中原委員のご意見ををお願いします。

5番 中原委員 【地区担当委員の意見】

5番の中原です。 2号議案の申請番号1番の申請は私の担当地区です。
申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の宮地推進委員、申請者及び事務局とともに、〇〇を計
画された現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的
に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画さ
れており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。 宮地推進委員も確認活動ありがとうございます。
これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議 長

私からよろしいでしょうか。 皆さんは農地法の4条と5条の違いはお分かりでしょうか。

ここで事務局より説明してもらおうと思います。 事務局よりどうぞ。

事務局

ご指名ですので説明したいと思います。

農地法の4条と5条の違いについてなんですけれども、4条は自分の農地において名義変更や権利の設定は行わずに、農地から農地以外の地目に変更して自らが開発とか事業行為を行う場合の許可申請であります。申請者は主に土地の所有者であって、議案書は転用申請者が一人しか載っていないですね。

5条についてですけど、4条の転用事業にプラスして、所有権の移転、売買等での土地の名義を変える、または貸借等の権利設定により土地の使用者が変わるといふ、権利の移動と農地の開発が同時に行うのが5条の許可申請です。 議案書には転用申請者は譲渡人もしくは貸付人と、譲受人もしくは借受人双方での申請となっております。 以上です。

議 長

はい、よくわかったかと思いますが。 よろしいでしょうか。

(一同了解の模様)

議 長

他に質疑はよろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 申請番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。
よって本案は、原案のとおり許可します。

(議案第2号 申請番号2番の申請者は出席を求めず)

(議案第2号 農地法第4条関係)

議 長

次に、申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、申請番号2番を議案書により説明】

申請番号2番、申請地の所在は神埼町鶴 字〇〇 〇〇番の田1筆 8.12㎡であります。

転用の目的や理由、申請人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

農振除外は平成23年12月に決定済みであり、農地区分につきましては、特定土地改良事業の受益地内であることから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断します。

位置図などは9ページと10ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

なお、本件は、現地は既に工事を完了されておりましたので、追認の申請となり、現地確認や申請者に対し農地法を遵守するよう指導を行った上で、現状写真と、許可前の事前着手の経緯や理由などを始末書として提出してあります。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 申請番号2番について、地区担当委員の5番中原委員のご意見をお願いします。

5番 中原委員 【地区担当委員の意見】

5番の中原です。 2号議案の申請番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の宮地推進委員、申請者及び事務局とともに、〇〇として利用されていた現地の状況や転用の内容を確認しましたが、今回の案件は追認申請であり、既に始末書を提出され、反省されております。

また、申請地は、事業目的に適しており、周囲の営農に支障が無い状況

にあります。みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。宮地推進委員も確認活動ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(11番島崎委員挙手、議長指名)

11番 島崎委員

参考のためにですが、申請地は既に転用されていたということですが、どういうきっかけでこのことが分かったのか、お尋ねします。

事務局

9ページの位置図をご覧ください。申請者の自宅の南にもう一軒家がありますが、こちらの家が道路に接続していないということが分かったので、道路に接続するために申請者の宅地の一部を買いたいというところで、今度は申請者の方の家が道路に接続しなくなるということで、近々に家を建てることはないということですが、北側の県道につながったところに橋があって、ここで接続できるとなりましたが、そこが農地だったということでもあります。

これも、県道改良時の農地買収残地という土地で狭小地なんですけど、ここが農地だという認識が無く使ってしまったということで、追認による申請をしていただくことになりました。以上です。

11番 島崎委員

ありがとうございました。

議 長

他に質疑ありませんか。

(質疑無い模様)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。申請番号2番について、許可することに賛成の

方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。
よって本案は、原案のとおり許可します。

(議案第3号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の11ページをご覧ください。
議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第3号、議案書により説明】

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

申請番号1番と2番は、共に所有権の移転です。

1番は、不在地主から、長年借り受けている農業者へ農地を贈与するもので、位置図は12ページに添付しております。

2番は、こちらも不在地主から、長年借り受けている親類の農業者へ農地を譲り渡すもので、位置図は13ページから15ページに添付しております。

許可申請の要件は、農地法第3条の各号にある許可基準を満たしております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第3号について、許可することに賛成の方

の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。
よって本案は、原案のとおり許可します。

(議案第4号 基盤強化促進法第18条第1項 所有権移転関係)

議 長

次に、議案書の16ページをご覧ください。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、所有権移転関係についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書により説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 所有権移転関係について説明いたします。

申請番号1番は、先月、佐賀県農業公社への一時買入れをご承認いただいた農用地を、あっせん調整を経て、地域の新規認定就農者へと売り渡すものであります。

申請地の土地の所在や地番、地目、面積、10a当りの価格、譲り渡し人は一時買入れ先の佐賀県農業公社、譲り受け人の認定新規就農者、利用目的および売買価格や移転、引渡し予定時期などは記載のとおりです。

位置図は、17ページに添付しております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第4号について、原案のとおり決定するこ

とに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。
よって本案は、原案のとおり許可します。

(議案第5号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画、利用権設定関係について議題とします。

最初に、1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書の総括表により説明】

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

法令に基づき農業経営基盤強化促進事業を実施する場合は、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、となっておりますので、総会での議決を求めるものであります。

まずは議案書1ページの総括表を説明いたします。

利用権設定関係総括表

神埼町、新規3件、再設定4件、計7件。 内訳は、田21筆

28, 265.74㎡

千代田町、新規1件、再設定1件、計2件。 内訳は、田7筆

8, 043㎡

神埼市の合計9件。 内訳は、田28筆 36, 308.74㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページからの農用地利用集積計画 神埼町新規について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書により説明】

議案書2ページと3ページの、神埼町新規の申し出について説明いたし

ます。

申請内容は、左から、土地の所在、地番、地目、面積、10aあたりの賃料、貸付人、借受人、それぞれの経営面積、利用目的、借賃料、そして設定の始期、終期となっております。

設定する内容は、3ページにあります、田13筆 15,604.74㎡です。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(質疑無い模様)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり許可します。

議 長

次に、議案書4ページからの農用地利用集積計画、神埼町再設定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書により説明】

議案書4ページと5ページの、神埼町再設定の申し出について説明いたします。

設定する内容は、5ページにあります、田8筆 12,661㎡です。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(質疑無い模様)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。
よって本案は、原案のとおり許可します。

議 長

次に、議案書6ページの農用地利用集積計画、千代田町新規と、7ページの千代田町再設定についてですが、それぞれ1件の申出ですので、一括して審議してはどうかと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(諮問)
(同意あり)

議 長

ありがとうございます。ご同意いただきました。
それでは、千代田町の新規および再設定について、一括して審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書により説明】

説明いたします。

議案書6ページの、千代田町新規1件の申し出について、設定する内容は、田3筆 3, 378㎡です。

続いて、議案書7ページの、千代田町再設定1件の申し出について、設定する内容は、田4筆 4, 665㎡です。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(質疑無い模様)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町の新規および再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。
よって本案は、原案のとおり許可します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書により説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告いたします。

農地法第18条第1項ただし書きの各号の規定により、農地の賃貸借について合意による解約などが行われた場合は、同法施行規則第66条により、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものを報告いたします。

内容は、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約で、この後は、借り手の変更や所有権の移転などが予定されております。

報告は以上です。

議 長

説明が終わりました。ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(質疑無い模様)

議 長

よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議 長

ありがとうございます。 無いようですので、報告第1号については以上で終わります。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。
これをもちまして、令和4年 第7回神崎市農業委員会総会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

9時45分 閉 会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程により、ここに署名する。

令和4年8月4日

神崎市農業委員会

副会長 _____

6番委員 _____

7番委員 _____